

森林吸収源10カ年対策の進捗状況

温暖化大綱の見直し

[現行の枠組]	
全体	6.0%
森林吸収	3.9%
現状	3.1% (H10～H14実績による見込み)

[スケジュール]	
H16.3～	大綱見直しに向けた検討
H16.6	林政審議会等の意見を踏まえた今後の対応策のとりまとめ
～H17.3	改定地球温暖化対策推進大綱の決定

森林吸収源10カ年対策

	第1ステップの主な取組と成果等	今後の取り組むべき主な課題	
健全な森林の整備	<p>「森林吸収源対策推進プラン」の策定</p> <p>緊急間伐5カ年対策の推進(H12～H16)</p> <p>長期育成循環施業の推進</p> <p>緑の雇用担い手育成対策事業の創出</p> <p>H16森林法改正による施業の確保(要間伐森林制度の改善)等</p>	<p>重点区域の取組プラン策定 全国477箇所(H15)</p> <p>緊急間伐目標の達成 30万ha/年(従来の1.5倍)</p> <p>緑の雇用の研修者数(見込み) 約2,400人/年(H15)</p>	<p>要間伐森林や路網が未整備な箇所、間伐強度が不十分な箇所など間伐が必要な森林の解消(6～7齢級の人工林の4割は間伐が10年間未実施)</p> <p>間伐材の利用率の向上(現状では4～5割程度)</p> <p>森林・林業基本計画の目標(H22 140万ha、年平均50千ha)達成に向けた複層林等の取組の推進等</p>
保安林等の適切な管理・保全等の推進	<p>保安林の計画的な指定</p> <p>H16森林法改正による保安林機能の確保(特定保安林制度の恒久化)</p> <p>荒廃した保安林における治山施設の整備等</p>	<p>保安林の面積 905万ha(H13末) 920万ha(H14末)</p> <p>水土保全機能等の低下した保安林等を保全した面積 163千ha(H13～H15の見込み)</p>	<p>第1約束期間(2008～2012年)に向け、保安林の計画的な指定(目標:H30末1,245万ha)と、天然生林を含む全ての保安林の保全・管理体制の推進</p> <p>荒廃地の復旧等が緊急に必要な保安林の再生・整備等</p>
木材・木質バイオマス利用の推進	<p>新流通・加工システムの創設</p> <p>木質バイオマスエネルギー利用施設の整備等</p>	<p>地域材の流通・加工システムの改革(全国5地域で着手)</p> <p>木質資源利用ポイラー施設 157基(H11) 324基(H15)</p>	<p>森林・林業基本計画の目標(H22 25百万m³)達成に向けた地域材利用の一層の拡大(現状:約17百万m³(H15見込み))</p> <p>「新流通・加工システム」の確立、「顔の見える木材での家づくり」の推進、木質バイオマスの利用拡大等</p>
国民参加の森林づくり等の推進	<p>H16森林法改正による多様な主体の参加による里山林等の整備・保全・利用の促進</p> <p>森林ボランティア指導者の育成、地域ネットワークの構築、活動フィールドの拡大等</p>	<p>森林ボランティア団体数 277団体(H9) 1,165団体(H15)</p> <p>森の子くらぶ活動参加者数 18万人(H12) 25万人(H14)</p>	<p>地球温暖化防止に向けた森林づくりの意識の醸成</p> <p>環境教育推進法に基づく森林環境教育の取組の強化(森の子くらぶ参加者数:目標36万人(H17))等</p>
吸収量の報告・検証体制の強化	<p>森林吸収量報告・検証体制緊急整備対策に着手(H15～H18)</p> <p>国有林及び都道府県への森林GISの導入推進等</p>	<p>森林GISの導入都道府県 34都道府県</p>	<p>平成18年度までに、国際ルールや既存の国内制度と調和した森林経営によるCO₂の算定・報告手法の確立、森林GISの導入等</p>

吸収量確保の見通しについて

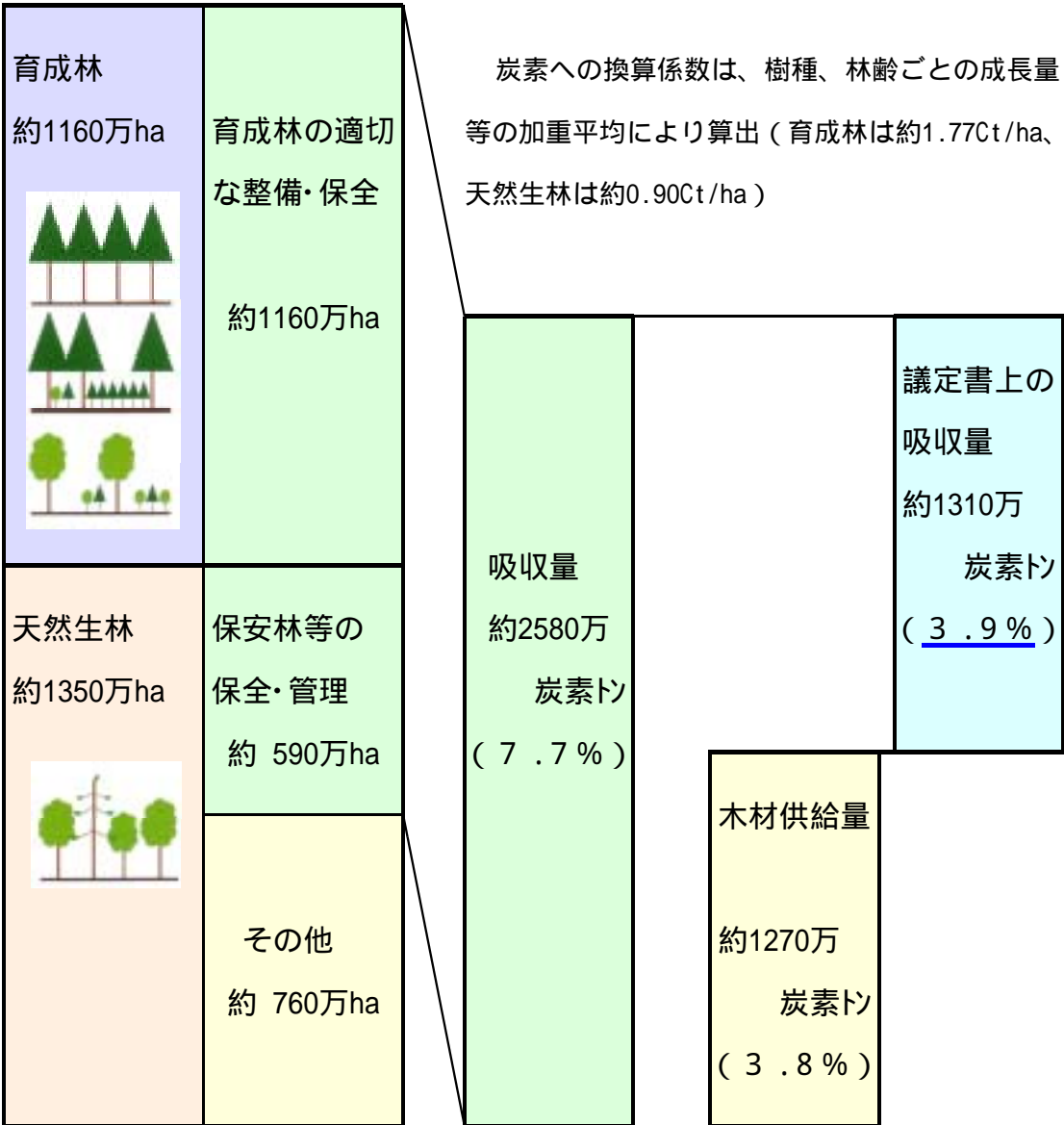
森林・林業基本計画の目標を達成した場合の吸収量確保

保の見通し

平成10年～14年ベースで推移した場合の吸収量確保の見通し

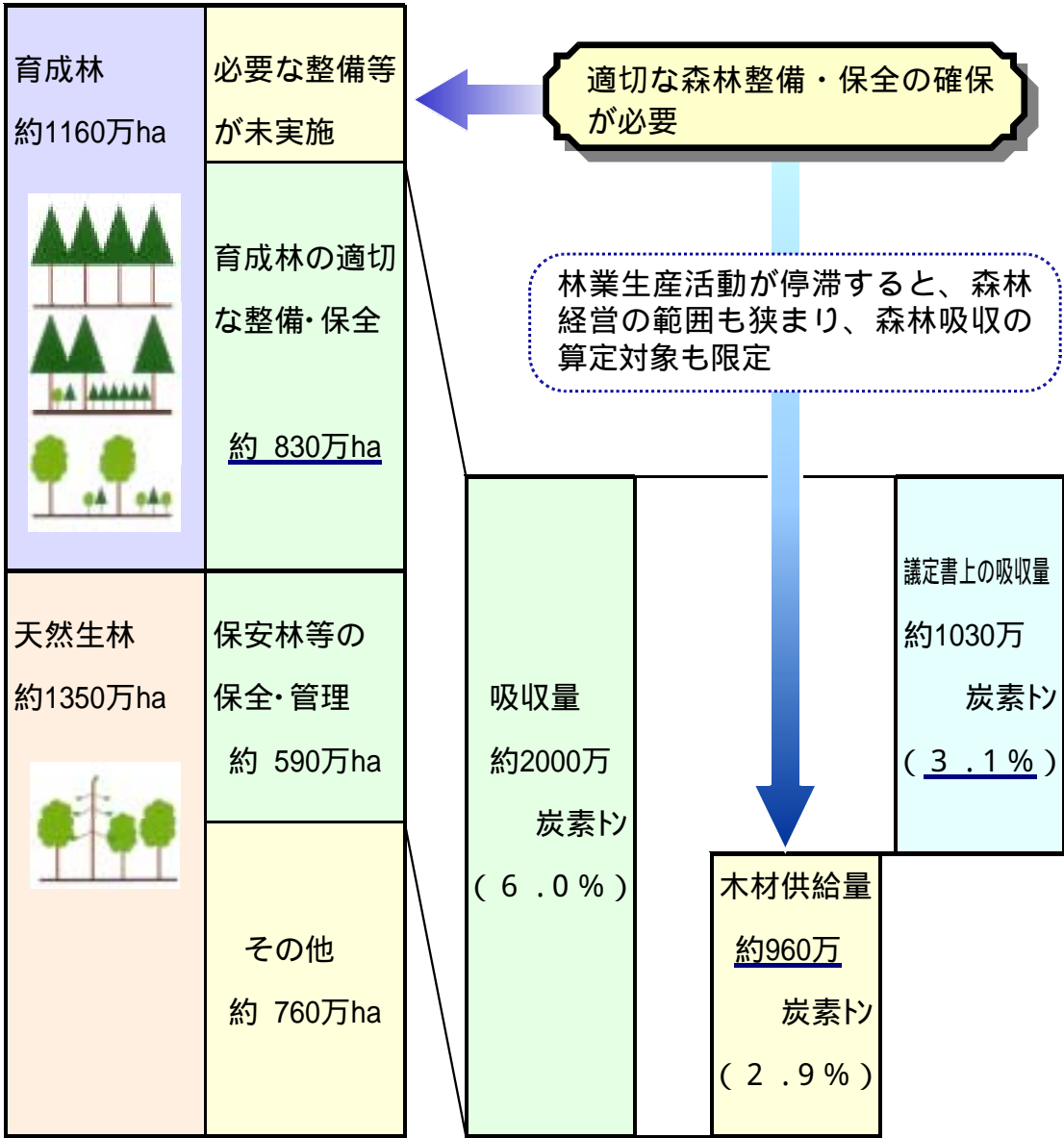
2010年

吸収量算定対象
約1750万ha



2010年

吸収量算定対象
約1410万ha



吸収量の見通しは補正予算による実績も含めて推計
保安林等の森林は十全に保全・管理がなされているものと想定